

墨田区消費者ニュース

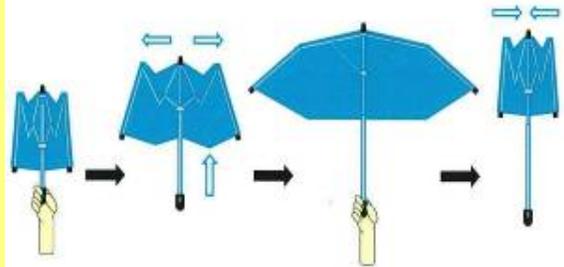
【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

消費者庁より注意喚起 ジャンプ式の折りたたみ傘の事故に気をつけて!

傘が急に開く、又は、閉じたつもりが閉じ切れておらずに急に開くなどして、顔や指のケガが多くなっています。ケガの程度は軽微なものが多いですが、なかには、眼等に当たって重傷になった事故も起きています。



ジャンプ式の折りたたみ傘は、ボタンを押すと自動的に中棒が伸びて傘が開くもので、右図のような開閉の仕組みで動作します。中には、傘を閉じるときも自動で折りたたまれる自動開閉式のものもあります。



傘は上図のように動作するので、傘を開く際には、傘の中棒が伸びたときの長さや、傘が開いたときの大きさを考慮し、自分や周囲の人の顔や体に当たらない位置で傘を開くように気をつけてください。特に、顔の近くで操作しないようにしましょう。

傘を閉じる際には、中棒がきちんとロックされるまで押し込むことや、誤って開閉ボタンに触れてしまわないように気をつけるなど、傘の操作には十分注意しましょう。

—新たに「取扱い上の注意」の表示が義務付けられました—

改正内容

洋傘については、これまで、ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限って、安全性確保の観点から表示が義務付けられていましたが、今回の改正により、全ての洋傘について、「使用方法に関する注意事項」を取扱い上の注意として表示することが義務付けられました。

特に、ジャンプ式の折りたたみ傘では、「傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨」を取扱い上の注意として表示することとなっています。

施行日

平成 25 年 6 月 11 日



店頭でクジを引いたら2等に! ウォーターサーバーが当たったけれど……

【相談事例】

スーパーの入り口でクジ引きを勧められた。何のクジが分からなかったが引いたら2等が当たり、ウォーターサーバーのレンタル料が無料になると説明された。

場所をとるのでいらないと断ったら、小さいタイプのウォーターサーバーがあると勧められ、1本1800円のボトルの水を毎月2本届けてもらう契約をした。

しかしよく考えたら、水はあまり飲まないし、不要なので解約したい。

【アドバイス】

スーパーやコンビニなどの店頭で、キャンペーンのクジ引きをしていることがあります。当選したら賞品は無料でもらえると思いますが、事例のようにサーバーのレンタル料は無料でも、毎月水を購入するという契約が伴う場合もあるので注意が必要です。

訪問販売や街で呼び止められるなど、不意打ち性のある方法で契約した場合は、特定商取引法のクーリング・オフが適用されます。

上記の相談事例は、契約した翌日に相談者がクーリング・オフのハガキを事業者に送付して契約の解除ができました。

クーリング・オフ

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法など複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できます。

クーリング・オフの方法等
 について、ご不明な点
 があれば消費者センター
 にご相談ください。

契約に関するトラブル
 消費者トラブルなど
 困った時はお早めにご相談を



相談専用ダイヤル **5608-1773**

相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間…午前9時00分～午後4時30分

所在地…墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

すみだ消費者センター相談室

